

## 「被扶養者実態調査」に関するQ&A

●全般について		
1	被扶養者の確認調査を行う理由を教えてください。	被扶養者として該当しない方が扶養に入っていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、健保財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には、保険料を引上げることにも繋がりがねないため、厚生労働省の指導に基づき、扶養の範囲や収入状況の変化を再確認するために毎年実施しています。
2	期限までに調査の回答を実施しなかった場合はどうなりますか？	被扶養者の認定可否が判断できないため、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、被扶養者を喪失することになります。また、削除後に無効となった被保険者証を使用し、医療機関を受診または各種健診等の補助を受けた場合は、後日医療費・健診費用を返還請求させていただきます。 ※期限までに書類が揃わない場合 システムの「調査票記入・修正」画面の「連絡欄」に提出予定日を記載し、揃っている書類を先に提出してください。また、そろい次第、速やかにご提出ください。
3	システムへ添付した所得証明・住民票などの原紙は、どうしたらよいですか？	当健保の審査過程で、原紙の提出を別途お願いすることがあります。全被保険者の審査が完了する令和3年12月31日まではお手元で保管をお願いします。それ以降は保管の必要はありません。
4	証明書類発行にともなう手数料等はどうなりますか？	申し訳ありません。手数料等はご自身でご負担願います。
●システムについて		
5	ログインが出来ません。	ID : kawasaki+保険証の記号(3桁) + 保険証の番号(1~7桁) 初期PW : kawasaki + 被保険者の西暦生年月日(yyyymmdd) ※パスワードをお忘れになった場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」より、パスワードをリセットしてください。
6	システムにアクセス出来ません。	「WEB検認システム」では、下記のブラウザ環境での使用を推奨しています。 バージョンの問題はないか確認してください。 <パソコンの場合> ・ Microsoft Edge、Google Chrome 最新版 <スマートフォンの場合> ・ Safari11以上、Chrome 最新版
7	PWにロックがかかってログインできません。	PWは10回間違えるとロックがかかります。ロック解除依頼をJASTコールセンターまでご依頼ください。 電話 : 0120-431-055 月~金(祝日除く) 10時~16時 メール : khi_kennin@ibss.jp
8	IDもPWも間違いなのにアクセスできません。	本システムデータは令和3年8月24日時点での所属データを反映しています。8月24日以降に転籍されて保険証の記号と番号が変わっておられる方は、システムへのログインには8月24日以前の保険証の記号と番号が必要です。 以前の保険証の記号と番号がわからない方は健保組合 適用課までお問い合わせください。 電話 : 078-360-8615
9	アップロードの仕方がわかりません。 入力後に書き換え等は出来ますか？	添付資料確認画面の「上記添付資料を確認しました。」の横にある <input type="checkbox"/> にチェックを入れ、「登録」を選択していただくと添付資料アップロード画面に進みます。 パソコンへ取り込んだ資料、もしくはスマートフォンで撮影した資料をアップロード画面の「参照」より選択し、アップロードをしてください。 間違ってもアップロードした添付資料及び不備のあった添付資料は、再アップロードする前に削除をお願いします。 アップロードは何度でも操作可能ですが、調査票記入・修正画面は「提出ボタン」を押すと書き換えが不可になるので最後に押してください。
10	追加資料をアップロードするよう指示を受けたので添付しようとしたが、アップロード以前にログアウト以外のボタンが押せない。	書類不備のエラーメールにより未提出状態に戻るため、メイン画面の調査票記入・修正画面より「次へ」で進んでいただき、登録後、アップロード画面にて、追加資料をアップロードしてください。

11	「提出」を選択したが反応しない。	添付資料が全てアップロードされている状態を確認後、メイン画面に戻ってから、添付資料アップロード画面より、再度「提出」を選択していただくことと提出済の状態になっているか確認いただけます。
12	提出後に、誤った書類をアップロードして提出してしまった事に気付いたが、再提出するにはどうしたら良いか。	提出後に書類の差し替えが必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。書類削除後に再度正しい書類のアップロードをお願いいたします。
13	登録内容の入力を修正したいので、修正できるようにしてほしい。	調査票提出後に書き換えが必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。
14	「連絡欄」とはどこにありますか。確認方法を教えてください。	被扶養者資格調査システムにログインいただき、調査票記入・修正画面の末尾にある「7. 連絡欄」をご確認ください。
15	私（被保険者）はスマホを持っておらず、会社にも家にも使えるパソコンがありません。どうしたらいいですか？	被保険者による回答が難しい場合は、ご家族のスマホ・パソコンから回答いただいても結構です。
16	システムの使い方がわからない。どうすればよいか。	「JASTコールセンター」にお問い合わせください。 電話：0120-431-055 月～金（祝日除く）10時～16時 メール：khi_kennin@ibss.jp(24時間受付可・返信は電話対応時間内)

●扶養認定基準

17	被扶養認定の収入基準を教えてください。	被扶養者が以下の条件をすべて満たすことが定められています。 ①この先1年間の収入が、月額108,300円未満、年間130万円未満であること （60歳以上または障害年金受給者は、月額150,000円未満、年間180万円未満であること） ②被保険者は、扶養を希望している者の生計費の半分以上を維持していること ③別居の場合は、扶養したい家族の世帯年間収入が生活費のどちらか多い方と同額以上の定期的な送金がされていること ※原則毎月1回、口座間送金で送金先と送金元が明確になっていること。手渡し、家族カードでの引出し等は不可。 その他詳細は、健保組合HPの「こんなときは？ 新たに扶養者にしたいとき」をご覧ください。
18	収入と所得の違いを教えてください。	収入：手取り額ではなく、所得税や社会保険料が引かれる前の額 給与（交通費を含む）、賞与、年金、自営業の営業収入、不動産賃貸料、権利金、株式の譲渡益・配当金、預貯金の利子、社会保険からの手当金（健康保険法による傷病手当金、出産手当金）・給付金収入（雇用保険法による失業給付金）などすべてを含む 所得：収入から源泉徴収額など必要経費を差し引いた額
19	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。	税法上で認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費をさします。 製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入・これに必要な運送経費、農業の種苗費・肥料費などが該当します。
20	妻が働いていて給与をうけています。金額は少ないですが、健康保険証が交付されているようです。扶養からははずす手続きが必要ですか？	必要です。勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額に関わらず、扶養をははずす手続きが必要です。
21	昨年度、相続の一時的な収入があったので「所得（課税）証明書」には、扶養上限額を超えた金額が記載されていた。一時的な収入でも扶養からははずす必要がありますか？	一時的に発生した所得（遺産・不動産売却収入など）は収入とみなしません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続できます。 システムの調査票記入・修正画面の「4. 【その他収入（年収）】」に金額を記載し、「7. 連絡欄」に「一時的に収入が多くなった理由」と「年月」を追記してください。

22	別居中の両親を扶養しています。当初は同居していましたが、私（被保険者）が転勤し別居となり仕送りもしていません。扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 扶養を継続するのであれば、その生活費の半分以上を被保険者が負担している必要があります。 経済的に生活費の半分以上を負担をしていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とは言いがたく、経済的扶養関係が認められないので、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
23	父母は自営業をしていましたが、廃業して収入が減ったため、父母を私の扶養にしたいと考えています。可能でしょうか？	ご両親の生計費の半分以上を被保険者が維持するのであれば、扶養可能です。（別居の場合は送金が必要） ただし扶養とは一時的ではなく、継続して生活費の半分以上を被保険者から支援されていることが条件です。経営状況悪化などで一時的に収入が減少した場合は、この条件に当てはまりません。 廃業された場合は、職業で「自営業」を選択の上、廃業届を提出ください。
24	私（被保険者）が単身赴任により、配偶者と子供と実母と別居になりました。扶養は継続できますか？	被保険者に扶養されている配偶者および子供と同居しているのであれば、被保険者と別居であっても、会社命令による単身赴任のためであり、実母も同居の延長ととらえ扶養継続可能です。 また送金証明も不要です。 ただし、「単身赴任」とは会社命令により別居をすることになった場合に限り、通勤距離の関係で、ご自身の判断で別居されている場合は単身赴任とみなされませんので、その場合は送金証明が必要になります。
25	海外に居住している父母の扶養はできますか？	できません。 令和2年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されました。国内居住要件の考え方は、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

●調査対象者

26	被扶養者になっている二女がシステムに記載されていません。どうしたらよいですか？	記載がない場合は、調査対象外です。 調査対象は、令和3年4月1日現在18歳以上の子弟（ただし、以下の方は調査対象外） ●令和3年4月1日以降に当健保の被扶養者に認定された方 ●令和4年1月1日までに満75歳に到達される方 なお対象者のデータは令和3年8月24日時点の登録情報で作成しています。
27	令和3年5月に扶養追加した家族がシステムに記載されていません。	令和3年4月1日以降に扶養認定された場合は、今回の調査対象外となります。
28	4月に就職した子供が対象者としてシステムに記載されていました。どうしたらよいですか？	システムへの回答は不要です。 別途、扶養から削除する手続きが必要です。手続きは、当健保組合HPの「こんなときは？ 家族が増えたとき減ったとき」をご確認の上、お勤め先の健保組合担当窓口にご相談ください。
29	確認対象の被扶養者が近々就職予定です。システムへの登録と書類のアップロードは必要ですか？	必要です。 就職後に、別途扶養をはずす手続きを実施してください。 扶養をはずす手続きは、健保組合HP「こんなときは？ 家族が増えたとき減ったとき」をご確認の上、お勤め先の健保組合担当窓口にご相談ください。
30	調査対象者は9月に就職しています。すでに「健康保険被扶養者（異動）届」で手続き済なのに案内通知が届きました。どうしたらよいですか？	令和3年8月24日時点の登録情報で作成しているため、システムには反映されていません。システムの「調査票記入・修正画面」にて職業選択の回答を「対象の被扶養者はすでに削除手続きをしている」としシステム登録を実施してください。
31	私（被保険者）は10月末に退職予定ですが、システムへの登録と書類の提出は必要ですか？	過去に遡って扶養の基準を満たされていたかどうかの確認もしますので、10月1日時点で在籍されている場合は、システムへの登録と書類をご提出ください。
32	9月30日に退職して、10月1日から任意継続になりますが回答は必要ですか？	回答は不要です。 任意継続の手続きの際に、被扶養者の現状について「申立書兼申請対象者現況届」にて正しくお答えいただきますようお願いいたします。

33	被扶養者が海外留学中です。システムへの登録と書類の提出は必要ですか？	令和2年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されました。海外に留学している学生は、例外的認定事由に該当するため、すべて必要です。
<b>●調査票の記入</b>		
34	アドレス登録は必須ですか？	必須です。健保組合からの連絡、パスワード忘れの際等にメールアドレスが必要になりますので、登録してください。 必ず普段使用しているメールアドレスを登録してください。
35	ログイン後、連絡先の登録を求められますが必須ですか？	必須です。実態調査は現住所の確認も兼ねていますので、被保険者および被扶養者ともに「現住所」を必ずご記入ください。なお、今回入力いただいた住所が、現在健保組合に登録の住所と相違がある場合は、新たに健保組合に登録されます。（住所変更届の提出は不要です。） 保険証記号が「801」の方の被保険者住所についてはDORAGONについても訂正してください。
36	被扶養者は被保険者と同居していますが、再度登録は必要ですか？また電話番号やメールアドレスの入力は必要ですか？	お手数ですが、被保険者と同じ住所でも、対象者人数分入力いただきますようお願いいたします。 なお、被扶養者の電話番号やメールアドレスの入力は必要ではありません。
37	海外の別住所を入力する際、国によって郵便番号の桁が違います。入力方法について教えてください。	海外の場合、郵便番号は「999-9999」と入力し、住所は「海外」と入力してください。 電話番号の入力は不要です。
38	単身赴任中で大学生の子供は、同居の学生、下宿の学生どちらを選択すればいいですか？	会社命令で単身赴任されている方が家族と別居している場合は同居とみなしています。 したがって、お子様が別居の自宅から学校に通っていれば「同居の学生」、自宅から異なる場所に住んで学校に通っている場合は「下宿の学生」と回答してください。
39	調査票の、「収入（年収）」はいつの時点の収入を入力知ればいいですか？	令和2年10月～令和3年9月の1年間分の収入（税引き・社会保険料天引き前の金額）を入力してください。
40	調査画面において「別居」を選択した場合の住所の入力は必要ですか？	ログイン後に被扶養者の連絡先を登録していただいていますので、こちらの住所の記載は不要です。
41	妻がパートで収入がありますが、その場合は共同扶養は有ですか？無ですか？	配偶者が別の健保組合に加入されている場合は「有」と回答してください。収入があってもあなたの被扶養者になっている場合は「無」と回答してください。
42	父を扶養しており、父の共同扶養者が自分（被保険者）を含め複数います。健保種別の記入欄は1名分しかありませんがその場合はどうしたらいいですか？	代表者一名を健保種別欄に記入いただき、その他の方は7. 【連絡欄】にお名前・続柄（被保険者から見た続柄）・収入金額を記載してください。
<b>●提出書類について（所得証明）</b>		
43	「所得証明書」の代わりに「源泉徴収票」の提出でもいいですか？	不可です。 「源泉徴収票」や「市民税・県民税特別徴収税額通知書」ではすべての収入を確認できません。 勤務先が複数あったり、事業収入がある方もあるので、必ず「所得（課税・非課税）証明書」を提出してください。
44	住民票のある役所に「所得証明書（非課税証明書）」が発行できないと言われました。どうしたらいいですか？	令和3年1月1日時点で海外に在住し、「住民票」の除籍の手続きをされていた方は「所得証明書」が入手できません。 その場合は、「申立書兼申請対象者現況届」の特記事項欄に「令和3年1月1日時点で海外に在住していたため所得証明書の入手ができない」旨記載して提出してください。記入例は健保組合HPに掲載していますので参考にしてください。
45	無職無収入ですが、役所に「所得の申告がないので『所得証明書（非課税証明書）』が発行できない」と言われました。どうしたらいいですか？	市区町村によっては、昨年の収入申告をしないと書類を発行できないところがあります。収入がない方は、「市民税・県民税申告書」などの提出により、収入がないことが申告されれば証明書が発行されます。各市区町村により手続きは異なりますので、詳細は各市区町村にご確認ください。
<b>●提出書類について（送金証明）</b>		

46	大学に通うため別居中だった息子が昨年大学を卒業しました。現在は、そのままその土地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要でしょうか？	扶養を継続するのであれば、その生活費の半分以上を被保険者が負担している必要があります。継続した送金を証明するための書類、直近3カ月の送金で誰から誰へいつ、いくら支払いをされたか確認できるものを提出してください。（手渡しは不可） 例) 現金書留の控え、ATMご利用明細の控え、口座間送金が明記された通帳の写し 生活費を被保険者が負担していない場合は、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
47	被扶養者は学生です。学校が遠方にあるために下宿していますが、送金証明は必要でしょうか？	不要です。学生証（両面）または在学証明書（有効期限内のもの）を提出してください。
48	私（被保険者）は東京に単身赴任中です。配偶者と子供は神戸に住んでいるのですが別居となります。仕送りの送金証明書は必要でしょうか？	会社の命令による転勤のための単身赴任であれば、仕送りの送金証明書提出は不要です。自己都合であれば、仕送りの送金証明は必要です。

●提出書類について（確定申告関連）

49	自営業です。確定申告はしていませんが、何を提出すればいいですか？	市民税・県民税が記載されている書類(「所得証明書」など収入額が記載されたもの)を入手し提出してください。また、「7. 連絡欄」へは「確定申告をしていない」と記載してください。
50	確定申告書に収受印の記載がありません。どうしたらいいですか？	印がない理由、記名を書面に直筆で追加記入してください。
51	e-Taxで申告しましたが、確定申告書に電子受付日の記載がありません。どうしたらいいですか？	申告書上部に「電子申告日時」「受付番号」がない場合は、受診通知(※)を提出してください。 ※受診通知：申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール
52	確定申告書の控えを紛失しました。どうしたらいいですか？	確定申告書を提出した税務署の窓口または郵送で開示請求をしていただき、確定申告書の控えを再発行してもらいアップロードしてください。なお、開示請求をした場合は入手までに1ヵ月程度かかります。開示請求に関しては、税務署にお問い合わせください。 ※提出メ切期限の10月31日をすぎる場合は、7. 連絡欄に「確定申告の開示請求中」と記載してください。

●提出書類について（年金関係）

53	何年度の「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」を提出すればよいでしょうか？	直近（令和3年6月以降）に発行された通知書を提出してください。
54	複数の年金を受給しています。どの「通知書」を提出すればよいでしょうか？	受給しているすべての年金（国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金 など）の「年金改定通知書」または「年金振込通知書」を提出してください。
55	「年金改定通知書」を紛失してしまいました。システムに金額を入力するだけよいでしょうか？	不可です。再交付申請書をお近くの年金事務所へ提出することにより再交付が可能です。詳しくは年金事務所にご依頼ください。
56	私は父母を扶養しています。最近、父が死亡したのですが、遺族年金の「振込通知書」または「年金改定通知書」がありません。どうしたらよいでしょうか？	お住まいの最寄の年金事務所「年金見込額照会回答票」を入手してください。後日、「年金改定通知書」が届きしだい提出をお願いします。（障害年金も同様です）

●提出書類について（その他）

57	有効期限が記載されていない学生証の場合、在学証明書の取得が必須でしょうか？	有効期限が記載されていることが理想ですが、記載がない場合は発行日（開始日・就業日）が記載されていれば、一般的な学生の期間で判断させていただきます。ご了承ください。（例えば高校生であれば、発行日から3年以内であれば学生であるとみなす） 有効期限も発行日も記載がない場合は、在学証明書の取得をお願いします。
58	コロナ関連で一時的に収入が扶養基準をオーバーしました。どんな資料を提出したらいいですか？	「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」、「勤務先発行でコロナによる一時的に収入増が確認できる証明書」等、新型コロナウイルス対応による一時的な収入増が確認（金額・実施日）できるものを提出ください。提出書類がわからない場合は、お勤めの健保組合担当窓口にご相談ください。